

## 姿勢教育指導者資格認定規程(案)

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本姿勢教育協会（以下「当協会」という）が資格認定する指導者について、養成と資質の向上並びに社会的身分の確立のため、資格の認定及び維持に係る制度について定めることを目的とする。

### (指導者の種類)

第2条 当協会の認定する指導者は、「姿勢教育アドバイザー」、「姿勢教育指導士」及び「上級姿勢教育指導士」の3種類とする。

#### (1)「姿勢教育アドバイザー」

姿勢教育におけるアドバイザーとしての基本的知識を持ち、正しい姿勢と健康に関する基本的教育、助言を任務とする。

#### (2)「姿勢教育指導士」

姿勢に関する指導者として専門知識を持ち、正しい姿勢の普及、及びアドバイザーの育成に努めるとともに、企業、学校、健康教育機関等で指導することを任務とする。

#### (3)「上級姿勢教育指導士」

姿勢に関する指導者として総合的かつ高度な専門知識を持ち、正しい姿勢の普及、及びアドバイザーの育成に努めるとともに、幅広い分野における姿勢改善のための指導、研究に携わることを任務とする。

### (資格認定講座)

第3条 前条に定める指導者の養成（資格認定）講座は、それぞれの指導者の任務に必要と考えらえる講義、演習、実技等の内容とし、講習時間及び受講資格は次のとおりとする。

#### (1) 姿勢教育アドバイザー

講座時数：6時間以上とする

受講資格：当協会の趣旨に賛同する16歳以上の者

内容：姿勢教育に直接必要な基本的知識、技能等とする

#### (2) 姿勢教育指導士

講座時数：12時間以上とする。

受講資格：姿勢教育アドバイザー資格を保有している者

姿勢教育に関する基礎知識を保有すると当協会が認めた者

内容：姿勢教育の現場に必要な知識、技能等とする

#### (3) 上級姿勢教育指導士

講座の時数：6時間以上とする。

受講資格：姿勢教育指導士資格を保有している者

内容：姿勢教育に関する専門的知識とその他関連する知識、技能等とする。

### (受講料等)

第4条 資格認定を受ける者（以下「受講者」という。）は、受講料（教材費、審査料、登録料及

び年会費を含む。)を当協会が指定する方法に従い納入する。

2 受講料等の詳細については、細則に定める。

3 既に納入した受講料に関し、受講者は、資格認定講座の未受講その他理由の如何を問わず、払い戻しなどの請求を一切行うことはできないものとする。

#### (資格の認定と登録)

第5条 第2条に定める指導者の資格認定は、資格認定講座の各種資格に応じて定める全課程を修了した者又は課程認定校での関係課程を修了した者について、所定の課題レポートの内容を資格認定審査委員会に諮り、その結果に基づき会長が行う。

2 資格認定審査委員会は、講座のプロジェクト主任及び学識経験者で構成する。

3 会長は、資格認定審査委員会の審査結果に基づき、認定時に有効期限付の資格認定証を交付する。

#### (資格の更新)

第6条 資格認定有効期限は原則として認定日より1年とする。但し、資格認定を受けた最初の年に限り、その翌年の5月末日までを1年目の有効期限とする。

2 資格認定を受けた時点で、有効期限が残り半年に満たない場合、初年度年会費を減額する場合がある

3 資格の更新は、年会費を納入するものとし、年会費を納入した者は、会長より新たに有効期限付の認定証の交付を受けるものとする。

3 前項の手続を行わない場合、有効期限の経過により、認定指導者の資格を失う。

#### (資格の取り消し)

第7条 認定指導者が、次の各号のいずれかを行った場合、当協会は資格の認定を取り消すことがある。

(1) 第三者に対し資格認定の地位を貸与、譲渡した場合

(2) 当協会の知的財産権を侵害した場合

(3) 詐欺等の犯罪に関与した場合

(4) 公序良俗に反する行為をした場合

(5) 当協会又は第三者に対し損害を与えた場合

(6) 第三者になりすました場合

(7) 認定指導者としてふさわしくない行為があったと認められた場合

(8) その他、当協会が不適切と判断する行為を行った場合

#### (規程の改廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の承認を得て会長が行う。

#### 附 則

1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。